

令和2年10月9日

建設業のみなさまへ

小松市総合政策部管財総務課

### 現場代理人、技術者についての継続雇用の確認について

建設工事の適正な施工を確保するため、現場代理人、技術者については所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。

小松市では次の入札区分に規定する日以前3か月以上の雇用関係があることを確認しています。

- ア 一般競争入札の場合・・・入札参加申請書提出期限
- イ 指名競争入札の場合・・・入札執行日（開札日）
- ウ 随意契約の場合・・・見積執行日（開札日）

#### 【確認の方法】

次に掲げる恒常的な雇用の確認ができるいずれかの書類の写しを提出してください。

ただし、本人の氏名、生年月日、資格取得年月日等の就職年月日のわかる部分、事業所の所在地・名称以外は黒塗りしてください。

1. 監理技術者資格者証（表裏）  
（規定日前3か月以内に発行された場合は、それ以前のものの写しも添付してください。）
2. 健康保険被保険者証
3. 健康保険被保険者標準報酬決定通知書
4. 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書
5. 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
6. 国民健康保険被保険者証及び源泉徴収票の写し
7. その他公的機関の発行した書類で継続雇用の確認ができるもの

#### 【提出時期】

- ア 一般競争入札の場合 → 入札参加資格確認申請書提出時
- イ 指名競争入札及び随意契約の場合 → 契約後、現場代理人及び主任（監理）技術者選任届提出時